

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外182名

一審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(甲590－593号証＝第47準備書面関係)

平成30年4月10日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

*以下はすべて写しである。

号 証	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲590	「関西電力による 大山火山の火山灰 分布に関する調査 結果について」と題 する文書 http://www.nsr.go.jp/ data/000225055.pdf	H30.3. 28	原子力規 制庁	原子力規制庁が、平成29年6月14日の第15回原子力規制委員会で報告した「火山活動可能性評価に係る安全研究を踏まえた規制対応について」に基づき、一審被告に対して大山生竹テフラ（DNP）の降灰分布についての情報収集を行うことを求め、これに対して一審被告が情報収集・調査結果を報告したところ、原子力規制庁は、一審被告の調査結果を覆し、大山火山からの距離が本件原発とほぼ同じ京都市越畑地点におけるDNPの最大層厚を26cmと評価したこと（3p4～5行目。なお一審被告は本件原発における火山灰降下を最大約10cmと評価している。） など	

甲591	平成29年度原子力規制委員会第75回会議議事録 http://www.nsr.go.jp/data/000225739.pdf	H30.3.28	原子力規制委員会	原子力規制庁の上記説明に対し、原子力規制委員会の複数の委員も賛意を示し、例えば石渡委員は「今、原子力規制庁から説明があったように、全体を一つの火山灰層と評価すべきであろうと私も考えます」と述べた上で、「これをもとにして、我々がやってきた審査について、妥当であるかどうかをこの結果をもとにして判断する必要が出てくると思うのですね」と、これまでの審査の合理性に疑問を投げかけたこと。
甲592	意見書	H30.3.9	小滝篤夫	一審被告の本件原発についての火山降下物想定が過小評価である理由、例えば ①約21万年前のhpm1の最大到達距離が過小評価されていること(3p) ②一審被告が大山の噴火履歴から除外した40万年以前において、大規模な噴火があった可能性を否定できないこと(3p) ③30年以上前の文献である守屋(1983)を引用するにあたって、その後の科学的知見を検討していないこと(4p) ④降下火砕物シミュレーションにおいて、山本論文(甲593)と比較して極めてわずかなケースしか検討していないこと
甲593	『大山倉吉テフラの降灰シミュレーション』(地質調査総合センター研究資料no.635、2016) https://www.gsj.jp/data/openfile/no0635/gsj_openfile_635.pdf	H28	山元孝広	山元氏らのシミュレーションではDKPについてTephra2による堆積物分布の再現シミュレーションを実施するに当たり、噴煙柱高度5ケース、噴出量4ケース、平均粒径4ケース、粒径偏差5ケースを組み合わせ、 $5 \times 4 \times 4 \times 5 = 400$ ケースを検討していること。なお一審被告は7ケースを検討したのみである。